

定期報告告示改正への対応について（令和7年7月1日施行）

定期調査・検査項目の重複の解消や合理化を図っています

①建築設備等への対応

- ・「換気設備」「排煙設備」「可動式防煙壁」「非常用の照明装置」の作動の状況
 - ・「換気設備」「非常用の照明装置」の妨げとなる物品の放置の状況
- の検査項目の確認は引き続き、**特定建築物定期報告の調査（3年毎）**で実施することとしています。

【国の改正】

特定建築物定期調査	建築設備定期検査
設置の状況	
作動(作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

【長浜市での対応】

特定建築物定期調査	建築設備定期検査
設置の状況	
作動	
物品の放置	

②防火設備への対応

常時閉鎖防火設備に係る検査項目の確認は引き続き、**特定建築物定期報告の調査（3年毎）**で実施することとしています。（随時閉鎖式防火設備についての変更はありません）

【国の改正】

特定建築物定期調査 (常時閉鎖防火扉)	防火設備定期検査	
	常時閉鎖防火扉	随時閉鎖式防火扉
設置の状況		
連動エネルギー	連動エネルギー	連動エネルギー
劣化、損傷	劣化、損傷	劣化、損傷
作動	作動	作動
		運動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

【長浜市での対応】

特定建築物定期調査 (常時閉鎖式防火扉)	防火設備定期検査	
	常時閉鎖防火扉	随時閉鎖式防火扉
設置の状況		
連動エネルギー		連動エネルギー
劣化、損傷		劣化、損傷
作動		作動
		運動機構
物品の放置		物品の放置
固定の状況		

※なお、特定建築物定期報告の調査で実施する建築設備等、防火設備¹⁾の検査項目・検査方法等については、長浜市建築基準法等施行細則において定めていますので、各検査項目において実施してください。

1) 防火設備定期報告の検査(1年毎)における防火設備は除く

定期報告については、長浜市のホームページからご確認ください。

長浜市 定期報告

検索



お問い合わせ先

長浜市都市建設部建築課

TEL 0749-65-6543

E-mail kk-shidou@city.nagahama.lg.jp

